

## 現場代理人及び配置技術者の取扱いについて

### ①現場代理人の兼任について

現在、同一現場の工事など一部の工事間についてのみ現場代理人の兼任を認めておりますが、中津市公共工事請負契約約款第10条第3項の規定により、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者（監督員）との連絡体制が確保される場合に限り現場代理人の兼任を認めます。※兼任が認められない場合もあります。

なお、兼任をしようとする場合は別紙“現場代理人の常駐義務の緩和措置について（お知らせ）”のとおり手続きを行って下さい。

### ②主任・監理技術者の雇用要件について

現在、全ての配置技術者において該当する工事の入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係があることとしておりますが、専任で無い主任技術者については、三ヶ月以上の雇用要件を求めないこととします。

なお、この運用は、令和5年1月1日より適用し、請負契約の時点にかかわらず全ての工事に適用する。

#### 【問合せ先】

中津市役所 契約検査課

0979-62-9875（内線 701、702）

## 【別紙】

### 現場代理人の常駐義務の緩和措置について（お知らせ）

中津市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条に規定する現場代理人について、「平成24年度梅雨前線豪雨災害」に係る災害復旧工事や、本市が特に認める場合に限り他の工事の現場代理人との兼任を一部認めておりましたが、約款第10条第3項の規定に基づき、以下のとおり取り扱うこととする。

#### 1 対象工事及び兼任を認める要件

中津市が発注する工事で、以下の要件を満たす2件の元請工事

- (1) 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者（監督員）と常に連絡が取れる体制が確保されていること。
- (2) 2件の工事の間隔が直線距離で概ね10km以内であること。
- (3) 2件の工事の請負代金額の合計が4,000万円未満（建築一式工事のみの場合は8,000万円未満）であること。

#### 2 手続き等

現場代理人を兼任しようとする場合は、以下の手続きを行うこと。

- (1) 2件の工事の監督員に連絡体制等について書面（様式は問わない。）により報告し、「現場代理人兼任届」（別記様式1）（以下「兼任届」という。）に確認印をもらうこと。
- (2) 兼任届に所定の事項を記入し、兼任する工事の「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」と同時に契約検査課へ提出すること。
- (3) 契約検査課へ提出し、受付印が押印された兼任届（※受注者用）の写しを監督員へ提出すること。

※兼任が認められない場合もあるため、できる限り事前に契約検査課に確認すること。

#### 3 兼任の解除

兼任の解除については、2件の工事のうち先に完成した工事の竣工日をもって解除する。ただし、「建設工事請負契約書」に記載の完成予定日以前に竣工し、特に兼任の解除を必要とする場合や、上記1の要件を満たさなくなったものについては、「現場代理人兼任解除届」（別記様式2）を契約検査課へ提出すること。

#### 4 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼任したことに起因する事故等が起こらないよう、なお一層の配慮に努めること。
- (2) 現場代理人は、兼任する一方の工事現場に従事している時であっても、兼任している他方の工事の現場代理人としての契約上の職務を免じるものではないため、適切に双方の現場を管理すること。
- (3) 変更契約により2件の工事の請負代金額の合計が4,000万円以上（建築一式工事のみの場合は8,000万円以上）となった場合は、現場代理人の兼任はできないため、解除届と同時に新たな現場代理人を選任し、「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」を提出すること。
- (4) 兼任届の記載内容に虚偽があった場合または現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じ、不良な工事となった場合は、兼任の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、指名停止措置等を行うことがある。

#### 5 適用時期

本取扱いは、令和5年1月1日より適用し、請負契約の時点にかかわらず全ての工事に適用する。

(問合せ先)

中津市契約検査課契約係

TEL0979-62-9875(内線701,702)

(別記様式1)

令和 年 月 日

発注者用

受付印

# 現場代理人兼任届

(発注者)  
中津市長

あて

(受注者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記のとおり、現場代理人の兼任について届け出ます。

記

現場代理人氏名 (生年月日)		S・H	年	月	日	
兼任する工事	兼任工事1	工事名	第 号		工事	
		工事場所				地内
		工期	令和	年	月	日～令和 年 月 日
		請負代金額	—			
		監督員氏名	確認印			
	兼任工事2	工事名	第 号		工事	
		工事場所				地内
		工期	令和	年	月	日～令和 年 月 日
		請負代金額	—			
		監督員氏名	確認印			

- 【添付書類】
- ・兼任する2工事の位置関係が確認できる図面
  - ・兼任する2工事の現場代理人・主任技術者等選任通知書の写し
  - ・連絡体制が分かる書類 (※任意様式)

※兼任する2工事の監督員の確認後に契約検査課に提出すること。

(別記様式1)

令和 年 月 日

受注者用

受付印

# 現場代理人兼任届

(発注者)  
中津市長

あて

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

下記のとおり、現場代理人の兼任について届け出ます。

記

現場代理人氏名 (生年月日)		S・H 年 月 日			
兼任する工事	兼任工事1	工事名	第 号		工事
		工事場所	地 内		
		工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
		請負代金額	—		
		監督員氏名	確認㊟		
	兼任工事2	工事名	第 号		工事
		工事場所	地 内		
		工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
		請負代金額	—		
		監督員氏名	確認㊟		

※契約検査課の受付㊟のあるものの写しを監督員に提出すること。

※完成日以前に竣工し、兼任の解除を必要とする場合や、請負代金額の変更等に  
伴い要件を満たさなくなった時は、兼任解除届（別記様式2）を提出すること。

## 施工連絡体制（現場代理人を兼務する2工事の連絡体制）

現場代理人	中津 太郎
連絡先	携帯：***-****-****
商号又は名称	(株)〇〇建設
電話	**-****

下記2工事の現場代理人を兼務しますが、不在時の連絡体制を明確にし、監督員と常に連絡が取れるよういたします。

### 【現場代理人不在時の体制】

工事①	〇〇〇舗装工事
作業員（代表）	豊田 次郎
連絡先	携帯：***-****-****

工事②	〇〇〇造成工事
作業員（代表）	契約 一郎
連絡先	携帯：***-****-****

※その他、連絡体制について行っている事があればご記入下さい

(例) 現場作業員には、現場代理人の連絡先、付近の病院、電力会社等の電話番号等を書いたメモを常に携帯させる。

(別記様式2)

発注者用

令和 年 月 日

受付印

## 現場代理人兼任解除届

(発注者)  
中津市長

あて

(受注者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記のとおり、現場代理人の兼任を解除するので届け出ます。

記

現場代理人氏名 (生年月日)		S・H 年 月 日
兼任を解除する工事	工 事 名	第 号 工 事
	工 事 場 所	地 内
	工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	理 由	

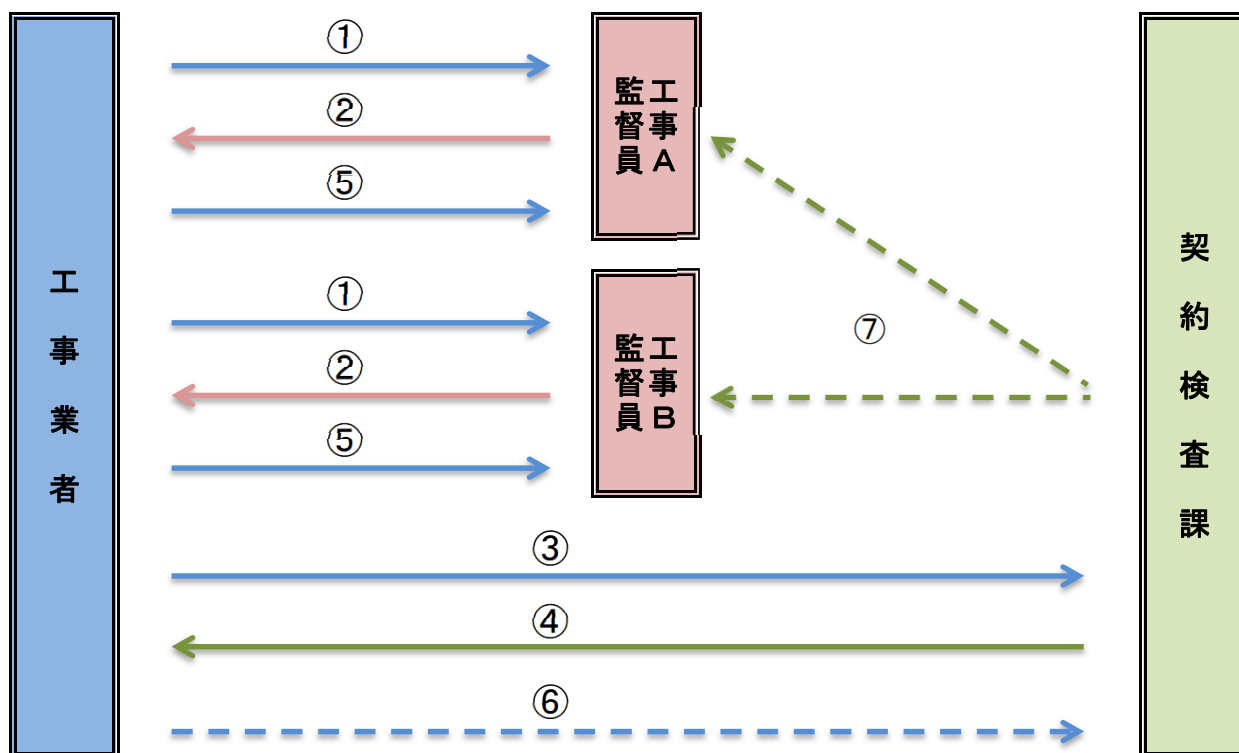
※工期前に竣工しても、特に兼任解除する必要がなければ届出不要です。

※理由欄 (例)

- ・〇〇工事が工期前に竣工したため。
- ・〇〇工事について監理技術者の配置が必要となり、兼任要件を満たさなくなったため。

## ◎兼任を認める要件

- ・中津市が発注する工事で、以下の要件を満たす2件の元請工事
- ①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者（監督員）と常に連絡が取れる体制が確保されていること。
- ②2件の工事の間隔が直線距離で概ね10km以内であること。
- ③2件の工事の請負代金額の合計が4,000万円未満（建築一式工事のみ場合は8,000万円未満）であること。



- ① 工事業者は、各工事の監督員に兼任届（別記様式1）を提出
- ② 監督員は、連絡体制等が確保されていることを確認し、兼任届に記名押印し、工事業者に返却
- ③ 工事業者は、監督員が記名押印した兼任届を契約検査課に提出
- ④ 契約検査課は、2件の工事の間隔、請負代金額の合計を確認し、要件を満たす場合は兼任届（受注者用）に受付印を押印し、工事業者に返却
- ⑤ 工事業者は、兼任届（受注者用）の写しを各工事の監督員に提出
- ⑥ 工事業者は、完成日以前に竣工し特に兼任の解除を必要とする場合や、上記要件を満たさなくなった場合は、現場代理人兼任解除届（別記様式2）を契約検査課に提出
- ⑦ 契約検査課は、解除届の写しを各監督員に提出



公共工事においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。  
また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。以下の内容はこれらの現場代理人、技術者等に関する留意事項となりますので、ご確認ください。

#### 【現場代理人】

##### (1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

##### (2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。

「常駐」とは、当該工事を担当していることだけでなく、工事期間中特別な理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、労務管理、工程管理、安全管理を行い、監督員等との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

##### (3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。※「現場代理人の常駐義務の緩和措置」参照

また、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は現場代理人になることはできません。

#### 【主任・監理技術者】

##### (1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事において設置する主任・監理技術者は、工事一件の請負金額が4,000万円（建築一式工事である場合には8,000万円）以上の場合、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

##### (2) 主任・監理技術者の資格要件

###### ①直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。

※専任の主任・監理技術者にあつては、該当する工事の入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。

###### ②工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

主任技術者：建設業法第 7 条第 2 号による

監理技術者：建設業法第 15 条第 2 号による

###### ③上記技術者資格とは別に仕様書等で求める要件等があれば、その要件を満たすものであること。

#### 【営業所の専任技術者】

##### (1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において、建設業の許可要件として許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任技術者を置かなければならないこととされています。

「専任」とは原則として他の業務との兼任を認めないことを意味し、営業所の専任技術者は請負契約の締結にあたり技術的なサポートを行うことがその職務であるため、営業所に常勤していることが原則です。

##### (2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

##### (3) 主任技術者・監理技術者との兼務について

以下の要件を全て満たす場合に兼務が可能となります。

①主任技術者・監理技術者の専任を要しない建設工事であること。

②勤務する営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

③工事現場と営業所が近接し、常時連絡をとりうる体制にあること。

【経營業務の管理責任者】

(1) 経營業務の管理責任者とは

その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者を言い、建設業の許可を取得するためには、その知識を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また、経營業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は工事現場に常駐しなければならないため、経營業務の管理責任者との兼務はできません。

(3) 主任技術者・監理技術者との兼務について

【営業所の専任技術者】(3)と同様

【現場代理人・主任技術者等の変更】

適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。ただし、病気・退職などの特別な理由がある場合や工場製作期間と現場での据付期間とで変更を認める場合は除きます。

なお、変更が必要となった場合は変更届を契約検査課に提出して下さい。

【技術者等の兼務に関する一覧表】

		専任を要しない工事※1			専任を要する工事※2		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者
同一工事	現場代理人	—	兼務可	兼務不可	—	兼務可	兼務不可
	主任・監理技術者	兼務可	—	兼務不可※3	兼務可	—	兼務不可
	営業所の専任技術者 経營業務の管理責任者	兼務不可	兼務不可※3	—	兼務不可	兼務不可	—
別工事	専任を要しない工事	現場代理人	兼務不可※4	兼務不可※6	兼務不可	兼務不可※4	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可※6	兼務可	兼務不可※3	兼務不可	兼務不可※5
	専任を要する工事	現場代理人	兼務不可※4	兼務不可	兼務不可	兼務不可※4	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可	兼務不可※5	兼務不可	兼務不可	兼務不可※5

※1 請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事

※2 上記請負金額以上の工事

※3 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合は兼務することが可能です。

※4 同一現場または特別な場合のみ現場代理人を兼務することが可能です。

※5 密接な関係のある2件の工事で同一現場又は近接した場所において施工するもので、市が兼務を認めた場合は兼務することが可能です。（監理技術者は不可）

※6 ※4により現場代理人の兼務が認められた場合は兼務することが可能です。